

こ 成 保 3 8
5 文 科 初 第 4 8 3 号
令 和 5 年 5 月 19 日

各 都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は令和5年4月1日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）は廃止する。

この通知の適用前に、旧通知に基づき実施した取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

記

第1 公定価格の具体的な算定方法等

(1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙1から別紙10によること。

(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の744を乗じて得た額としている。

地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。

なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。

(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格

別紙1から別紙4及び別紙10については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。

第2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式1又は算式2を用いて、日割りにより算定すること。

算式1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法
告示により算定された各月の公定価格

$$\times \text{ その月の月途中の利用開始日からの開所日数}^{(注1)} \div \text{ 日数}^{(注2)}$$

算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格^(注1)

$$\times \text{ その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数}^{(注1)} \div \text{ 日数}^{(注2)}$$

(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。

(注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 20日

上記以外の子ども場合 25日

(注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法

施設型給付等の支給を受けていた子どもが、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。

なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書（私立保育所にあつては委託費に係る請求書）を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に依りて支弁されるものであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時（翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時）に併せて支弁又は精算をすること。

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。

(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について

3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員^(注)を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。

職員数の充足状況の確認に際しては、当該施設・事業所の専任又は他の施設・事業所との兼務の状況を把握すること。兼務とされる職員については、機会を捉えて、勤務の実態を把握するようにすること。

また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。

(注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(2) 各加算の適用順位について

各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択できること。

(3) 常勤以外の職員配置について

常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計

÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

= 常勤換算値

第5 虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 認定区分（②）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

3. 保育必要量区分（③）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（④）

（1）額の算定

地域区分（①）、認定区分（②）、保育必要量区分（③）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人）

ii その他

上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定^{（注）}

（注）当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（イ）その他

i 非常勤調理員等^{（注）}

（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

ii 非常勤事務職員^{（注1・2）}

（注1）利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算（⑦）の適用を受ける事業所を除く。

（注2）家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iii 嘱託医・嘱託歯科医

（3）連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第6条第1項に定める連携施設（同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項、Ⅲ及びⅣの1において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの1による調整が行われること。

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅰ（⑤）

（１）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（２）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

2. 資格保有者加算（⑥）

（１）加算の要件

家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。

（２）加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等）を徴して（１）の要件への適合状況を確認すること。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 家庭的保育補助者加算（⑦）

（１）加算の要件

家庭的保育補助者を配置^{（注）}する事業所に加算する。

（注）非常勤の調理員（食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合^{（⑬）}の調整の適用を受ける事業所を除く。）とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象子ども、家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（１）の要件への適合状況を確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等及び各月初日の利用子どもの人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 家庭的保育支援加算（⑧）

（１）加算の要件

家庭的保育支援者^{（注１）}又は連携施設^{（注２）}から代替保育等の特別な支援^{（注３）}を受けて保育を実施する事業所に加算する。

（注１）家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。

なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。
また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

- ① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者であること。
- ② 心身ともに健全であること。
- ③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。
- ④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められること。
- ⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。

(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。

- ① 連携施設であること。
- ② 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等（以下「担当者」という。）を配置すること。担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。

(注3) 家庭的保育支援者又は連携施設は以下の支援又は業務を行うこととする。

- ① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備すること。
- ② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は担当者が連携施設まで送迎を行うこと。
- ③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。
- ④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともに行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。
- ⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。また、その状況等について市町村との情報共有を図ること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育支援者又は担当者の氏名、経歴及び支援の内容等が確認できるもの等）を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

5. 障害児保育加算 (9)

(1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）^(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

$$\{ \text{利用子ども数（障害児を除く）} \times 1/5 \text{（小数点第1位まで計算）} \} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{（＂）} \} \\ = \text{必要補助者数（小数点第1位を切り上げ）}$$

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数（見込み）及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. 減価償却費加算 (10)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であること (注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)

(エ) 賃借料加算 (11) の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4

月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

7. 賃借料加算 (11)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助 (「認可保育所等設置支援事業の実施について」 (平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。) を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (10) の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等) を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県							
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県							
	都市部								
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県							
	都市部								
C 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県							
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県							
D 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県							
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県							

* 表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合 (12)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を

確認のうえ行うこととする。

- (イ)市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (13)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

- (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

- (イ)市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(4)、処遇改善等加算I(5)及び家庭的保育支援加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 土曜日に閉所する場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

- (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

- (イ)市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じて定められた額とする。

V 特定加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅱ (15)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ一①又はⅡ一②の別に定められる額を各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 処遇改善等加算Ⅲ (16)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、別に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 冷暖房費加算 (17)

(1) 加算の要件

全ての事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 除雪費加算 (18)

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 降灰除去費加算 (19)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算す

る。

6. 施設機能強化推進費加算 (20)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注4)が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

7. 栄養管理加算 (21)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(ア) 配置^(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(イ) 兼務^(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(ウ) 嘱託^(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定にあたって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

8. 第三者評価受審加算 (22)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算Ⅰ（⑦）、保育士比率向上加算（⑧）、障害児保育加算（⑨）及び夜間保育加算（⑩）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育従事者^{（※）}

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型にあつては保育士）が配置されていること。

i 年齢別配置基準^{（※）}

a 小規模保育事業A型

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記はすべて保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数×1/3（同）} + 1 = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

b 小規模保育事業B型

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2以上は保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものとする。

のであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式1(保育従事者数)、算式2(保育士数)によること。

<算式1>

{1、2歳児数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3(同)} + 1 = 配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)

<算式2>

配置基準上保育従事者数×1/2 = 配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

ii その他^(※)

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人(小規模保育事業A型にあっては保育士)

b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定^(注)

(注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 小規模保育事業A型における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第29条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(※) 小規模保育事業B型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第3項に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 管理者

1人

(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 非常勤調理員等^(注)

(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員^(注)

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項及びIVの1において同じ。)に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅰ (⑦)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

2. 保育士比率向上加算 (⑧) <小規模保育事業B型>

(1) 加算の要件

Ⅱの1.(2)(ア) i bの年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

<算式>

配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 障害児保育加算 (⑨)

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)^(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{1、2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を

徴して（１）の要件への適合状況を確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 休日保育加算（⑩）

（１）加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。

（ア）休日等を含めて年間を通じて開所する事業所（複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所（以下「共同実施事業所」という。）を含む。）を市町村が指定して実施すること。

（イ）家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。

（ウ）対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

（エ）対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

（２）加算の認定

（ア）加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、（３）の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（１）の要件に適合しなくなった場合には、（１）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（１）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（３）加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に１の（２）で認定した加算率×100 を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

（ア）市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所（以下、「休日保育対象事業所」という。）から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

5. 夜間保育加算 (⑪)

(1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(イ) 事業所

夜間保育を行う事業所であること。

(ウ) 職員

管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(オ) 開所時間

開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. 減価償却費加算 (⑫)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること^(注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと^(注2)

(エ) 賃借料加算(⑬)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

7. 賃借料加算(⑬)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること^(注)

(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算(⑫)の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等）を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなっ

た場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
	都市部	
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
C 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
	都市部	
D 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
	都市部	

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)及び夜間保育加算(⑪)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 管理者を配置していない場合(⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ) iの(注1)の要件を満たす管理者を配置[※]していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合(⑪)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑦)、障害児保育加算(⑨)及び夜間保育加算(⑪)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(⑫)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

次の(ア)又は(イ)に該当する事業所に適用する。

- (ア) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており^(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注2)が120%以上(令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの(以下本項において「特定事業所」という。)にあっては133%以上)の状態にある事業所に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人まで(特定事業所にあっては25人まで)の受け入れが可能であること。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

- (イ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

- (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

- (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

- (ア) (1)の(ア)に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から土曜日に閉所する場合(⑰)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

- (イ) (1)の(イ)に該当する事業所

本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から土曜日に閉所する場合(⑰)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等及び各月初日の利用子ども数に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI 特定加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅱ(⑱)

- (1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

- (2) 加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ一①及びⅡ一②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じ

て得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 処遇改善等加算Ⅲ（⑳）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、別に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 冷暖房費加算（㉑）

（1）加算の要件

全ての事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 除雪費加算（㉒）

（1）加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 降灰除去費加算（㉓）

（1）加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第23条第1項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 施設機能強化推進費加算（㉔）

（1）加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組^{（注1・注2・注3）}を行う

事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注4)が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

（注1）取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

（注2）取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

（注3）支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

（注4）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

（2）加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

（3）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

（4）実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

7. 栄養管理加算（25）

（1）加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

（注）栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用し

ている場合も対象となる。

(2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、栄養士の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

- (ア) 配置^(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (イ) 兼務^(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。
- (ウ) 嘱託^(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

8. 第三者評価受審加算 (26)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 保育必要量区分（④）

利用必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑤）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、保育必要量区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。

i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者

子ども3人につき家庭的保育者1人（家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人）

ii その他

a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人

b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定^{（注）}

（注）当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（イ）その他

i 管理者

1人

（注）管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。

＜児童福祉事業等に従事した者の例示＞

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

＜同等以上の能力を有すると認められる者の例示＞

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 非常勤調理員等^{（注1・2）}

（注1）グループのうちいずれかの利用子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができること。

(注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

iii 非常勤事務職員

(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第6条第1項に定める連携施設（同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項及びIVの1において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、IVの1による調整が行われること。

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅰ（⑥）

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 資格保有者加算（⑦）

(1) 加算の要件

保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 障害児保育加算（⑧）

(1) 加算の要件

障害児（軽度障害児を含む。）^(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、各グループに配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な

資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{グループの利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)} + {障害児数×1/2(〃)} = 必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、各グループの利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 減価償却費加算(⑨)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)

(エ) 賃借料加算(⑩)の対象となっていないこと

(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。

①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

5. 賃借料加算 (10)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助 (「認可保育所等設置支援事業の実施について」 (平成29年3月31日 雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。) を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (9) の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等) を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月 (月初日に (1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
	都市部	
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
	都市部	
C 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県
	都市部	
D 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
	都市部	

* 表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合 (11)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (12)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(5)及び処遇改善等加算I(6)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 管理者を配置していない場合 (13)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ)iの(注)の要件を満たす管理者を配置^{*}していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合 (14)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適

用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

（２）調整の適用を受ける事業所の認定

（ア）調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。

なお、小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

（イ）市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

（３）調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価（⑤）、処遇改善等加算Ⅰ（⑥）及び障害児保育加算（⑧）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（⑮）

（１）調整の適用を受ける事業所の要件

直前の連続する5年度間常に利用定員を超過しており^{（注1）}、かつ、各年度の年間平均在所率^{（注2）}が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業〇型は定員15人以下の事業であることから、定員15人を超過して子どもを受け入れることはできないこと。

（注1）利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項

利用定員を超過して受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

（注2）年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

（２）調整の適用を受ける事業所の認定

（ア）調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

（イ）市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

（３）適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑤）から土曜日に閉所する場合（⑭）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅱ（⑯）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 処遇改善等加算Ⅲ（⑰）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、別に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 冷暖房費加算（⑱）

（1）加算の要件

全ての事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 除雪費加算（⑲）

（1）加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 降灰除去費加算（⑳）

（1）加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 施設機能強化推進費加算 (㉑)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を^(注1・注2・注3) 行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注4) が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

(注1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

(注3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。
なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

7. 栄養管理加算 (22)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、栄養士の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等)を徴して確認すること

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

(ア) 配置^(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(イ) 兼務^(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(ウ) 嘱託^(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定にあたって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

8. 第三者評価受審加算 (23)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末日までに提出させ、必要な審査を行うこと。

(注1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われるこ

とが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

(注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 定員区分（②）

利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

3. 認定区分（③）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

4. 年齢区分（④）

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年齢区分が年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価（⑥）、処遇改善等加算Ⅰ（⑧）、保育士比率向上加算（⑨）、障害児保育加算（⑩）及び夜間保育加算（⑫）の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

5. 保育必要量区分（⑤）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（⑥）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育従事者^{（※）}

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

また、これとは別に非常勤の保育従事者（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所及び定員20人以上の事業所にあつては保育士）が配置されていること。

i 年齢別配置基準

a 小規模保育事業A型の基準が適用される事業所^{（※）}

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記はすべて保育士であること。

（注1）ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注2）確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数×1/3（同）} + 1 = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

b 小規模保育事業B型の基準が適用される事業所

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人

上記のうち、1/2以上は保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式1（保育従事者数）、算式2（保育士数）によること。

<算式1>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数×1/3（同）} + 1 = 配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）

<算式2>

配置基準上保育従事者数×1/2 = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

c 利用定員20人以上の事業所^(※)

1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

上記はすべて保育士であること。

(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。

<算式>

{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii その他^(※)

a 利用定員20人以上の事業所については1人

b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所について、利用定員19人以下の事業所は非常勤保育従事者1人（小規模保育事業A型にあっては保育士）、利用定員20人以上の事業所は保育士1人^(注1)

c 上記i及びiiのa、b（利用定員20人以上の事業所に限る。）の保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定^(注2)

(注1) 事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

(注2) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

(※) 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型の基準が適用される事業所における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第47条第3項、附則第7条及び附則第8条に基づいて、又は、利用定員20人以上の事業所における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第3項、附則第7条及び附則第8条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

(イ) その他

i 管理者

1人

(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与と支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

ii 調理員等

- a 利用定員 19 人以下の事業所
非常勤調理員等^(注)
- b 利用定員 20 人以上の事業所
利用定員 40 人以下の事業所は 1 人、41 人以上の事業所は 2 人^(注)
(注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- iii 非常勤事務職員^(注)
(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- iv 嘱託医・嘱託歯科医

(3) 連携施設経費

基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第 6 条第 1 項に定める連携施設（同条第 2 項及び第 4 項第 2 号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第 3 項及び第 5 項に定める連携協力を行う者を含む。本項及びⅣの 1 において同じ。）に係る経費を算定していること。そのため、連携施設を設定していない事業所については、Ⅳの 1 による調整が行われること。

2. 従業員枠の子どもの場合 (⑦)

(1) 適用の要件

事業主が雇用する労働者の子どもの場合に適用する。

(2) 適用される場合の基本分単価 (⑥) の算定

事業主が雇用する労働者の子どものに係る基本分単価 (⑥) の額については、基本分単価 (⑥) の額に定められた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 I (⑧)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

2. 保育士比率向上加算 (⑨) <小規模保育事業 B 型の基準が適用される事業所>

(1) 加算の要件

Ⅱの 1. (2) (ア) i b の年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が 3/4 以上となる事業所に加算する。

その際の計算に当たっては、以下の算式によること。

<算式>

配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入) × 3/4 = 必要保育士数 (小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請 (事業所名、加算の適用年月、利用子ども数 (見込み) 及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等) を徴して (1) の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 障害児保育加算 (⑩)

(1) 加算の要件

障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする場合に加算する。

その際の計算に当たっては、Ⅱの1.(2)(ア) iの年齢別配置基準について、以下の算式に置き替えて算定すること。

(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

<算式>

{1、2歳児数(障害児を除く)×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数(同)×1/3(同)} + {障害児数×1/2(同)} + 1(利用定員20人以上の事業所の場合を除く) = 配置基準上保育士・保育従事者数(小数点以下四捨五入)

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、対象子ども、利用子ども数(見込み)及び保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 休日保育加算 (⑪)

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。))又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所(以下「共同実施事業所」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。

(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。

(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等）を徴して確認すること。

また、共同実施事業所については、上記に加えて複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合の実施要綱や運営規程を徴して確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数（以下、「休日延べ利用子ども数」という。）に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該事業所における各月初日の利用子ども数（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所（以下、「休日保育対象事業所」という。）から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。

なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。

(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。

(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2)の(イ)により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

5. 夜間保育加算 (12)

(1) 加算の要件

以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する事業所に加算する。

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

- (イ) 事業所
夜間保育を行う事業所であること。
- (ウ) 職員
管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。
- (エ) 設備及び備品
仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
- (オ) 開所時間
開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

6. 減価償却費加算（13）

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であること（注1）

(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること

(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと（注2）

(エ) 賃借料加算（14）の対象となっていないこと

（注1）事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

（注2）改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。

① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とする。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月

1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。

7. 賃借料加算 (14)

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する事業所に加算する。

(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること (注)

(イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること

(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと

(エ) 減価償却費加算 (13) の対象となっていないこと

(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

区 分		都 道 府 県							
A 地域	標 準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県							
	都市部								
B 地域	標 準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県							
	都市部								
C 地域	標 準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県							
	都市部	和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県							
D 地域	標 準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県							
	都市部	岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県							

*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

IV 加減調整部分

1. 連携施設を設定していない場合 (15)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

連携施設を設定しない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

2. 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (16)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が食事の提供状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(6)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(6)の額については、基本分単価(6)の額に従業員枠の子どもの場合(7)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算Ⅰ(8)及び夜間保育加算(12)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

3. 管理者を配置していない場合 (17)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

Ⅱの1(2)の(イ) i の(注)の要件を満たす管理者を配置*していない事業所に適用する。

※ 2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならないこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、地域区分等に応じて定められた額とする。

4. 土曜日に閉所する場合 (18)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。

また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。

なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。

なお、事業所内保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握すること。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(⑥)の額については、基本分単価(⑥)の額に従業員枠の子どもの場合(⑦)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算Ⅰ(⑧)、障害児保育加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合(⑱)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており^(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率^(注2)が120%以上の状態にある事業所に適用する。

なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

なお、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所内保育事業については、定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が事業所の利用状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在

所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

（3）適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される事業所における基本分単価（⑥）から土曜日に閉所する場合（⑱）の額については、それぞれの額の総和に各月初日の利用子ども数の区分及び地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

VI 特定加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅱ（⑳）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

（ア）利用定員6人以上

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ一①及びⅡ一②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

（イ）利用定員5人以下

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ一①又はⅡ一②の別に定められる額を各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

2. 処遇改善等加算Ⅲ（㉑）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、別に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 冷暖房費加算（㉒）

（1）加算の要件

全ての事業所に加算する。

（2）加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する一級地をいう。
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
その他地域	上記以外の地域をいう。

4. 除雪費加算（㉓）

(1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に規定する地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

5. 降灰除去費加算 (24)

(1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項に規定する降灰防除地域に所在する事業所に加算する。

(2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

6. 施設機能強化推進費加算 (25)

(1) 加算の要件

事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組^(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。

- i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
- ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが 1 人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は 5 月において当該要件を満たしていることをもって 4 月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- iv 乳児が 3 人以上利用している施設（4 月から 11 月までの各月初日を平均して乳児が 3 人以上利用していること。）
- v 障害児（軽度障害児を含む。）^(注4)が 1 人以上利用している施設（4 月から 11 月までの間に 1 人以上の障害児の利用があること。）

(注 1) 取組の実施方法の例示

- i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
- ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

(注 2) 取組に必要な経費の額

取組に必要な経費の総額が、概ね 16 万円以上見込まれること。

(注 3) 支出対象経費

需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

(注 4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握

可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。
なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。

7. 栄養管理加算 (26)

(1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用^(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける事業所に加算する。

(注) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、栄養士の活用状況・配置等の形態の別が確認できる書類等）を徴して確認すること

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がないものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。

(ア) 配置^(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(イ) 兼務^(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(ウ) 嘱託^(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。

(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。

(注2) 基本分単価及び他の加算の認定にあたって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。

8. 第三者評価受審加算 (27)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

（２）加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

（注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

（３）加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

I 地域区分等

1. 地域区分（①）

支給認定保護者の居宅が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

2. 認定区分（②）

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

3. 保育必要量区分（③）

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

II 基本部分

1. 基本分単価（④）

（1）額の算定

地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、保育必要量区分（④）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた額とする。

（2）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。

（ア）保育従事者

基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。

- i 家庭的保育者（居宅訪問型保育事業に従事するために必要な研修を受講した者をいう。以下同じ。）

子ども1人につき1人

- ii その他

- a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人^{（注1）}

- b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定^{（注2）}

（注1）当該費用については、家庭的保育者の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（注2）当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

III 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 I（⑤）

（1）加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

（2）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。

2. 資格保有者加算（⑥）

（1）加算の要件

家庭的保育者^{（注）}が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。

（注）利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する

家庭的保育者の資格の保有状況によること。

(2) 加算の認定

加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

3. 休日保育加算（⑦）

(1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、常態的^{（注）}に保育を必要とする保育認定子どもが利用する事業所に加算する。

（注）各月における休日等の日数の合計に対して、概ね3/4以上の利用が見込まれること。

(2) 加算の認定

（ア）加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が休日等における利用状況を確認のうえ行うこととする。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

4. 夜間保育加算（⑧）

(1) 加算の要件

母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜^{（注）}の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用する。

（注）概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。

(2) 加算の認定

（ア）加算の認定は、支給認定保護者が居住する市町村長が夜間及び深夜における利用状況を確認のうえ行うこととする。

（イ）市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に1の（2）で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

5. 連携施設加算 (⑨)

(1) 加算の要件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第6条第1項に定める連携施設（同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。以下同じ。）を設定する事業所又は同第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する事業所に加算する。

(2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び障害・疾病のある子どもを保育する場合^(注)又はそれ以外の場合の別に応じて定められた額とする。

(注)家庭的保育事業等設備運営基準第37条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設を設定する場合をいう。

IV 加減調整部分

1. 特定の日に保育を行わない場合 (⑩)

(1) 調整の適用を受ける事業所の要件

事業所を利用する保育認定子どもについて、月曜日から土曜日までのうち特定の日において保育の利用希望が無いなど、保育認定子どもが利用しない日が予め決まっているときに保育を行わない事業所に適用する。

(2) 調整の適用を受ける事業所の認定

(ア) 調整の適用は、支給認定保護者が居住する市町村長が各月の利用状況（予定）を確認のうえ行うこととする。

(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。

(3) 調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(④)、処遇改善等加算I(⑤)、夜間保育加算(⑧)及び連携施設加算(⑨)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た数に、週当たりの保育を行わない日数を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

なお、本調整の算定上の「週当たりの保育を行わない日数」は、その月の特定の日に保育を行わない日数（閉所日数）を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）すること。

V 特定加算部分

1. 処遇改善等加算Ⅱ (⑪)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①又はⅡ－②の別に定められる額を各月初日の利用子どもの単価に加算する。

2. 処遇改善等加算Ⅲ (⑫)

(1) 加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

(2) 加算額の算定

加算額は、別に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。

3. 第三者評価受審加算 (⑬)

(1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する事業所に加算する。

なお、当該加算については、1事業所につき1件までを限度とする。

(2) 加算の認定

加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

（注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。

（注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日に利用する子どもの単価に加算^{（注）}する。

（注）事業所所在市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。なお、事業所所在市町村での利用がない場合については、当該事業所を利用する子どもが最も多く居住する市町村の利用子ども1人の単価に加算すること。

I 特別利用保育

（1）特別利用保育の実施基準

特別利用保育に係る特例施設型給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定こども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。
なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- ii 保育所を利用する保育認定子どもの保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

（2）公定価格の算定方法等

特別利用保育に係る公定価格については、保育所に適用される2号認定（保育短時間認定）に係る公定価格を適用する。

ただし、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には基本分単価（保育短時間認定）から7,500円（副食費徴収免除対象子ども^{（注）}については3,000円（主食費相当額）（給食材料費相当額）を減じた額とする。

また、特別利用保育を提供する施設に係る別紙2の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

（注）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子ども。

- ① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども
- ② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども
- ③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項各号に規定する市町村住民税を課されない者に準ずる者である子ども

II 特別利用教育

（1）特別利用教育の実施基準

特別利用教育に係る特例施設型給付費については、以下のような事情がある場合に支給することができるものであること。

なお、保護者の就労等により保育の必要性に係る事由に該当する満3歳以上について、保護者の希望により幼稚園を利用する場合には、教育標準時間認定を受けて利用することになること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 保育認定（2号認定）を受けた子どもが、保育所や認定こども園等の利用を希望したが、利用調整の結果、保育認定に係る利用定員に空きがないことから、幼稚園を利用する場合。
なお、この場合において、その後の保護者の意向を確認のうえ、転園の意思がないときは、教育標準時間認定へ変更することも考えられるが、その場合は施設型給付費が支給されること。

(2) 公定価格の算定方法等

特別利用教育に係る公定価格については、幼稚園に適用される1号認定に係る公定価格を適用する。

また、特別利用教育を提供する施設に係る別紙1の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用教育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

なお、特別利用教育の提供を受ける場合の利用者負担額については、教育標準時間認定に係る利用者負担額が適用されること。

Ⅲ 特別利用地域型保育

(1) 特別利用地域型保育の実施基準

特別利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。

なお、居宅訪問型保育事業については、その事業の特性上、本来、幼稚園等において教育標準時間認定子どもに提供すべき教育との関係を踏まえて、真にやむを得ないと認められる場合に限られるものであること。

i 支給認定保護者が居住する地域に幼稚園又は認定こども園が無い場合又は教育標準時間認定に係る利用定員に空きがない場合。

なお、この場合においては、保育認定子どもに係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。

ii IVにより特定利用地域型保育に係る特定地域型保育給付費の支給を受ける保育認定子ども(2号認定)の保護者の就労状況の変化により、教育標準時間認定を受けることになったが、翌年度に小学校への就学を控えるなど、子どもの環境の変化に配慮が必要な場合。

(2) 公定価格の算定方法等

特別利用地域型保育に係る公定価格については、告示にあるとおり、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとしている。

また、特別利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙9の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特別利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

(ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

(イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)を適用し、基本分単価については、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもは7,500円(給食材料費相当額)を減じた額、満3歳の子どもは65/100(保育所型事業所内保育事業は50/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)、満4歳以上の子どもは60/100(保育所型事業所内保育事業は45/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。

ただし、利用定員20人以上の事業所内保育事業を除き、各月初日における満3歳以上の子ども(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く)の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

(ウ) 居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定(保育短時間認定)に係る公定価格を適用する。

(エ) (ア) 又は (イ) の場合において、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に 4,500 円を加えた額とする。

IV 特定利用地域型保育

(1) 特定利用地域型保育の実施基準

特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合において支給することができるものであること。なお、2号認定子どもを受け入れる際には集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、適切に集団での遊びの種類や機会を確保できるよう、工夫、配慮すること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。
この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。
- iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。
なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。
- iv 集団生活を行うことが困難である場合。
- v 上記の他、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満3歳以上の幼児の保育が必要な場合。

(2) 公定価格の算定方法等

特定利用地域型保育に係る公定価格については、利用する地域型保育事業の類型に応じて以下のとおりとする。

また、特定利用地域型保育を提供する事業所に係る別紙5から別紙9の算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、特定利用地域型保育の提供を受ける子どもの人数を含めて公定価格の算定及び加算要件への適合状況等の確認を行うこと。

(ア) 家庭的保育事業又は小規模保育事業C型

家庭的保育事業又は小規模保育事業C型に適用される3号認定に係る公定価格を適用し、基本分単価から7,500円(給食材料費相当額)を減じた額とする。

ただし、年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には基本分単価を減じないものとする。

(イ) 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業

小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業に適用される3号認定に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)を適用し、年度の初日の前日における年齢が満3歳以上となる子どもの場合は、基本分単価について、満3歳の子どもは65/100(保育所型事業所内保育事業は55/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)、満4歳以上の子どもは60/100(保育所型事業所内保育事業は45/100)を乗じて得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。(年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合には、3号認定に係る公定価格(年齢区分は「1、2歳児」)そのものを適用する。)

ただし、利用定員20人以上の事業所内保育事業を除き、各月初日における満3歳以上の子

ども（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）の数が、利用定員の3割未満となる場合は、基本分単価から7,500円（給食材料費相当額）を減じた額（年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもの場合は減じない。）とする。なお、地域における満3歳以上に係る保育の提供体制や事業所の職員体制等を踏まえて、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合には、これと同様の額とすることができること。

（ウ）居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育事業に適用される3号認定に係る公定価格を適用する。

（エ）（ア）又は（イ）の場合において、副食費徴収免除対象子ども（ただし、年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。）については、算定した額に4,500円を加えた額とする。

V 特例保育

（1）特例保育の実施基準

特例保育に係る特例地域型保育給付費は、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な離島・その他地域に居住する支給認定保護者の子どもに対して、特例保育を提供する場合に支給することができるものとされているが、その実施に当たっては以下によること。

（ア）実施主体

市町村

（イ）実施場所

特例保育を提供する事業所は以下の地域に所在する事業所とする。

- i へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- ii 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。
- iii へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- iv 上記iからiiiまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

（ウ）設備及び運営

特例保育の提供に当たっては、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行うものとする。

- i 公民館、学校、集会所等の既設建物の一部を用いて事業所を設置する場合には、その設備をその事業所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- ii 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれに代わるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- iii 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- iv 保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- v 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については、利用子どもが健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。
- vi なお、1日当たりの平均入所児童数が5人以下となることが見込まれる事業所につい

ては、特別な事情が認められるときは、上記ivについて、個々の事情に応じた配置も認められる場合もあること。

(2) 公定価格の算定方法等

特例保育に係る特例地域型保育給付費の額については、内閣総理大臣が定める公定価格から、利用者負担を控除した額を基準として、市町村が定めることになるが、内閣総理大臣が定める公定価格については、個々の事情に応じて定めることとしている。

具体的には、各市町村における特例保育の実施に要する費用等を勘案して定めることになるが、これに当たっての各年度の協議については、別途通知するところによる。